予算監視・効率化チームに関する指針 (案) の方向性

I 本指針の目的

PDCAサイクルのうち、特に、「Do(政策目標の実現に向けた効果的・効率的な執行)」、「Check(評価・検証)」、「Action(予算への反映)」を強化し、予算執行の適切性・透明性の確保、効率性の向上を図る。

Ⅱ 各府省における推進体制の整備 - 予算監視・効率化チームの設置

- 1 推進体制の整備
 - (1) 全府省統一的に「予算監視・効率化チーム」と呼称する。

チームリーダー:担当副大臣

チーム事務局長:官房長(官房長のない省庁にあっては同等クラス) 注)政務官をチームのサブリーダーとすることが出来る。

- (2) チームには、外部の有識者を参加させる。
- 2 会合の定例化

チームリーダーの参加の下で少なくとも四半期に1回、定例会合を開く。

- 3 推進実務体制の整備
- 4 チームが行う業務の委任

Ⅲ 各府省における取組みの内容 - 「予算監視・効率化チーム」の業務

1 予算執行計画の策定

毎年度開始までに「予算執行計画」を策定し、公表する。

- 2 予算執行計画の進捗管理と自己評価の実施
- 3 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

「公共事業の個所付け」のうち一定のもの、「補助金の交付決定」のう ち一定のもの、「重要な調達」については、チームによる事前審査を実施 することとし、その範囲については各府省で判断のうえ、設定する。

- 注)執行に緊急を要する場合はチームに対する事後報告で可とする。
- 4 行政事業レビュー(仮称)
- 5 予算執行に関する国民の声の受け付け
- 6 外部機関との連携
- 7 予算要求への反映
- 8 政策達成目標明示制度における進捗管理と自己評価

Ⅳ 横断的な推進のために - 「チームリーダー会合」の実施

当面の間、四半期ないし半期に一度程度、各府省のチームリーダー(副大臣)の参加会合を開催する。